

# 松山市 人権啓発施策に 関する基本方針

〈第2次改訂版〉



松山市



## 改訂にあたって



人権とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」とされ、憲法で保障された権利です。

松山市では、『誇れる』人権尊重で笑顔に～人にやさしい、人がやさしいまち 松山～」をスローガンに「人権啓発施策に関する基本方針」を2006(平成18)年度に策定し、2011(平成23)年度には、社会情勢の変化

を受けて、第一次改訂を行いました。

この基本方針は、市民一人一人が人権問題の現状をしっかりと認識し、自分自身のこととして受け止められることを目指すもので、本市では、この基本方針に沿って、人権に関する様々な取組を進めてきました。

また、障害者差別解消法やヘイトスピーチ対策法、部落差別解消法などの人権に関わる新たな法律が相次いで施行され、国でも各種施策が進められています。

しかしながら、このような取組にもかかわらず、我が国には、依然として様々な人権問題が残されています。特に近年は、東日本大震災の被災者へのいじめをはじめ、インターネット上でのプライバシーの侵害や誹謗中傷などが大きな社会問題になっています。

このような中、本市がさらに人権教育や啓発施策を進め、新たな人権問題にも適切に対応するため、基本方針の第二次改訂をしました。

今回の改訂を機に、全ての市民がお互いの人権を認め、尊重し合える社会を実現するため、各種施策を積極的に進めてまいりますので、市民の皆様には、変わらぬ御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2017(平成29)年3月

松山市長 野志克仁



# 目次

1	基本方針策定の背景	1
(1)	国連の動き	1
(2)	国の動き	1
(3)	愛媛県の動き	2
(4)	松山市の動き	2
2	基本方針の考え方	3
3	基本方針の重点的な取組	3
(1)	あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進	3
(2)	重要課題などへのきめ細かな施策の推進	4
(3)	総合的で効果的な推進体制などの確立	4
4	基本方針を推し進めるためのスローガン	5
5	重点的な取組に基づく施策	5
(1)	あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進	5
ア	学校などの人権教育・啓発施策の推進	5
①	就学前の人権教育・啓発施策の推進	5
②	学校の人権教育・啓発施策の推進	5
イ	家庭・地域の人権教育・啓発施策の推進	6
ウ	企業の人権教育・啓発施策の推進	6
(2)	重要課題へのきめ細かな施策の推進	7
ア	重要課題への対応	7
①	女性	7
②	子ども	8
③	高齢者	9
④	障がい者	10
⑤	同和問題	11
⑥	外国人	12
⑦	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者など	13
⑧	ハンセン病患者・元患者など	13
⑨	刑を終えて出所した人	14
⑩	犯罪被害者等	15
⑪	インターネットによる人権侵害	15
⑫	性的マイノリティ	16
⑬	北朝鮮による拉致問題	17
⑭	その他	17
イ	人権に関わりの深い特定の事業に従事する者に対する取組	18
(3)	総合的で効果的な推進体制などの確立	19
ア	行政内部の基盤整備	19
イ	市民との協働体制の強化	19
ウ	関係団体との連携強化	19
6	人権相談の体制について	19
	用語解説	21
	参考資料	27
	人権関係年表	28
	世界人権宣言	33
	日本国憲法(抄)	36
	人権教育及び人権啓発に関する法律	39
	愛媛県人権尊重の社会づくり条例	40
	松山市人権啓発施策推進条例	42
	松山市人権尊重都市宣言	46

# 1 基本方針策定の背景

## (1) 国連の動き

国連は第二次世界大戦の反省に立って、1948(昭和23)年12月10日、第3回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とする「世界人権宣言」を採択しました。

以後、この精神を実現するために「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」「国際人権規約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「児童の権利に関する条約」などの数多くの人権に関する条約を採択するとともに、世界人権会議の開催や、「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などの国際年を定めるなど、人権の尊重や差別の撤廃に向けて様々な取組を行ってきました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、世界各地で地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続くことから、人権に対する取組を強化させるために、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを国連総会で採択し、「21世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で「人権教育」が積極的に進められました。

「人権教育のための国連10年」の終了後は、2004(平成16)年、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育に重点を置いた「第1フェーズ行動計画」(2005～2007年)、高等教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育に重点を置いた「第2フェーズ行動計画」(2010～2014年)が取り組まれ、現在、第1及び第2フェーズの履行に係る努力の強化をすると同時に、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進に重点を置いた「第3フェーズ行動計画」(2015～2019年)が採択され、取組が進められています。

## (2) 国の動き

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する憲法のもとで、人権に関する諸条約へ加入するとともに、人権に関する諸制度の整備や様々な施策が進められてきました。「人権教育のための国連10年」を受けて、人権という普遍的文化を築くために、1995(平成7)年、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997(平成9)年には国内行動計画を定めました。

また、1996(平成8)年には、人権擁護に関する国の責任と義務を明らかにするため、「人権擁護施策推進法」が制定され「人権擁護推進審議会」が設置されました。

そして、1999(平成11)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出され、2001(平成13)年には「人権救済制度の在り方について」の答申が出されました。

さらには、こうした取組や答申などを受けて、教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするため、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓

発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、2002(平成 14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が取りまとめられ、公表されました。

その具体化として、2003(平成 15)年度に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、国としての人権教育指針ともいべき「とりまとめ」の第一次(2004年)から第三次(2008年)を公表し、全国の各学校及び都道府県・政令都市・市町村教育委員会に対し、人権教育を積極的に推し進めることが提起されました。「とりまとめ」では、人権教育の目標として、「[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが態度や行動にまで現れるようにすることが必要である」ことが掲げられています。

### (3) 愛媛県の動き

愛媛県では、「人権教育のための国連 10 年」への取組は、重要かつ有意義であるとし、人権擁護推進審議会答申の趣旨を受けて、2000(平成 12)年に「人権教育のための国連 10 年愛媛県行動計画」を定め、人権教育・啓発を積極的に進めています。

また、県民とともに人権が尊重される社会づくりの実現を進めるため、2001(平成 13)年に「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例に基づき設置された「愛媛県人権施策推進協議会」の提言を受けて、2003(平成 15)年に人権啓発の拠点として、愛媛県人権啓発センターを設置しました。

そして、2004(平成 16)年には、「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」に基づき「愛媛県人権施策推進基本方針」を定め、2010(平成 22)年に基本方針の第一次改訂を行いました。

また、2013(平成 25)年には「愛媛県人権施策推進基本方針」を具現化する教育を推し進めるために「愛媛県人権・同和教育基本方針」を定めました。

さらに、2015(平成 27)年には、「愛媛県人権施策推進基本方針」の第二次改訂を行い、人権尊重意識の高揚や人権擁護のための施策を展開しています。

### (4) 松山市の動き

松山市(以下、本市)では、1993(平成 5)年に「人権尊重都市宣言」を行い、2000(平成 12)年には、国が定めた「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を考慮し、本市の人権課題解決への取組の方向性を示した「松山市人権啓発推進指針」及び「推進プラン」を定めました。

また、2003(平成 15)年には、これまでの「松山市隣保館条例」を全部改正し、より一層人権教育・啓発施策を推し進めるため、「松山市人権啓発施策推進条例」を制定しました。この条例に基づき、2006(平成 18)年に「人権啓発施策に関する基本方針」をまとめ、2012(平成 24)年 3 月には、社会情勢の変化を受けて、「人権啓発施策に関する基本方針」を改訂しました。

さらに、2013(平成 25)年には、本市のまちづくりをすすめるための新たな指針として「第 6 次松山市総合計画」が定められ、政策の一つとして「全ての人が尊重される社会をつくる」を掲げ、「人権意識の啓発と醸成」に取り組んでいます。

今回、2017(平成 29)年、人権問題の複雑・多様化に伴い、新たな人権課題も生じていること、また、人権に関する新たな法律が相次いで施行されたことや県の基本方針の変更などを受けて、本市における各課題の現状と施策の方向性を明らかにするため基本方針の見直し(第二次)を行いました。

## 2 基本方針の考え方

人権とは「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と人権擁護推進審議会答申では定義されており、また「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と明記されています。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権尊重の理念を、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方」として理解すべきであるとされています。

そして、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」には人権教育・啓発の基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と規定しています。

2012(平成 24)年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「今の日本は人権が尊重されている社会だと思いますか」という問いに、5 割以上の方が「十分尊重されている」「おおむね尊重されている」「改善の方向に向かっている」と肯定的に評価しています。また、人権問題に対する関心度では、「おおいに関心がある」「少しは関心がある」と回答した人が約 6 割と人権問題に対する市民の関心も高いという結果が出ています。

しかし、同調査で、同和問題について約 7 割の人が「差別がある」「差別が少しは残っている」と答えるなど、解決していない問題も明らかになっています。

人権問題解決のためには、市民一人ひとりが、多様化・潜在化する人権問題の現状を的確に把握し、人権問題を自分自身のこととして真剣に受けとめ、人権尊重の理念を知識としてだけでなく意識として十分身に付けていくことが必要です。

そのため、本市では、あらゆる場を通じて、その発達段階に応じた人権教育・啓発施策を進めることに努め、人権教育・啓発活動の成果が、全ての市民生活の分野で日常生活化し、互いの人権を認め合い、尊重し合う社会の実現を目指します。



### 3 基本方針の重点的な取組

#### (1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進

全ての人々の基本的人権を尊重していくためには、誰もがどこでも人権問題を身近な問題として捉えることができる機会づくりが重要です。市民一人ひとりがこうした機会を通じて、人権問題を日常的な話題として取り上げることによって、人権を尊重する意識の確立とこれに基づいた行動が日常生活化されることを目指します。

2012(平成 24)年の「人権問題に関する市民意識調査」の結果では、学習会・研修会への参加回数が多い人ほど「自分で差別のまちがいを説明する」と答える人が多くなっていました。これは、学習会や研修会への参加回数が多い人ほど人権問題に対する関心度・理解度が高く、生活の中で差別をなくそうとする実践意欲が高められていることを示しています。

そのようなことから、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場で、学習会などに一人でも多くの人の参加を促すため、参加者の実情などを踏まえたテーマの設定や講師の派遣、資料の提供などを行うとともに、一人ひとりの人権感覚に応じた教育・啓発を行うよう努めます。

#### (2) 重要課題などへのきめ細かな施策の推進

人権問題は、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人など、広範・多岐にわたっており、現代の社会に生きる者として一日も早く解決をしなければならない問題です。

本市は、以下の重要課題を全市的な課題として捉え、きめ細かな施策を推し進めることによって、市民一人ひとりに対する正しい知識と理解を深めていきます。

##### 人権教育・啓発の推進に関する重要な人権課題

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者など、ハンセン病患者・元患者など、刑を終えて出所した人、犯罪被害者など、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティ、北朝鮮による拉致問題、その他の課題(アイヌの人々、ホームレスの人々、人身取引、被災者)

また、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」では、人権教育の推進の際、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者は、その職務の性質上、人権に配慮することが求められ、人権教育の充実に努めるとされていることから、本市でも、これらの特定の職業に携わる関係職員に対して、引き続きより効果的な手法による人権教育・啓発活動を積極的に進めます。

##### 職務上、人権に関わりの深い職業従事者

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員など、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者



### (3) 総合的で効果的な推進体制などの確立

本市は、人権問題が市民一人ひとりの問題であるという観点に立ち、必要な推進体制の整備を行い、国や県をはじめ関係団体と連携をしながら、人権啓発施策を総合的かつ効果的に進めていきます。

そのため、行政内部の基盤整備を行い、組織全体の協力体制を構築し、人権問題に対する速やかな対応に努めるとともに、市民との協働並びに関係団体との連携や関係を強化することで、人権尊重意識の輪が広がり、市民一人ひとりが互いの人権を認め合い、尊重し合うまちづくりの実現を目指します。

## 4 基本方針を押し進めるためのスローガン

『誇れる』人権尊重で笑顔に」

一人にやさしい、人がやさしいまち 松山一

基本理念に基づき、重点的な取組を押し進めていく姿勢として、市民の笑顔キーワードにします。

## 5 重点的な取組に基づく施策

### (1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進

#### ア 学校などの人権教育・啓発施策の推進

##### ① 就学前の人権教育・啓発施策の推進

人権尊重意識の確立において、幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、様々な遊びや人と人とのふれあいなどを通して、自分を意識したり、相手の存在に気付いたりするとともに、社会生活を営んでいくうえでの基本的なルールやマナー、生活習慣を身に付けることが求められています。

そのため、一人ひとりが大切にされる集団の中では、確かな人権感覚が培われることから、他の幼児との関わりを通して、他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達との関係を深め、思いやりをもつことができるようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを感性として育むように配慮することが必要です。

特に、教育の成果は、保育士・教諭など職員の資質に負うところが大きいことから、研修などを通して職員に対する人権意識を高めることに努めます。

また、講師・指導者の派遣や人権に関する情報の提供などで、就学前の人権教育・啓発の支援にも引き続き取り組みます。

##### ② 学校の人権教育・啓発施策の推進

学校では、発達段階に即して、各教科、総合的な学習の時間、道徳、特別活動などの教育活動全体を通じて、それぞれの特性に応じた人権尊重の理念についての理

解を促し、一人ひとりを大切にする教育を進めていく必要があります。

学校での人権教育は、人権が尊重される教育の場としての学校・学級を基盤に、人権に関する知的理解を深め、人権感覚(価値・態度的側面/技能的側面)を育むことによって、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲を身に付けさせ、それが様々な場面での具体的な態度や行動に現れるようにすることが重要です。

そこで、学校では、いじめや不登校などの人権に関わる課題もあり、日々の生活の中で、友達との関わり方を見直すなど、個々の場面に応じて考えさせること、また、教職員が関わる中で、様々な人権問題の解決に向けて取り組む意欲や技能、実践的な態度を育てることが大切です。

特に、人権教育・啓発の成果は、指導にあたる教職員の人的環境によるところが大きいことから、教職員には、確かな人権意識を基盤とした正しい認識と指導力が備わるよう、研修などを通して個々の資質の向上に努めます。さらに、子どもたちの人権に関わる問題の早期発見と解決に向けた対策に努めます。

また、講師・指導者の派遣や人権に関する情報の提供など、学校での人権教育・啓発の支援にも取り組みます。

#### イ 家庭・地域の人権教育・啓発施策の推進

本市では、これまで広く市民の人権問題に対する理解と認識を深め、人権に関わる様々な問題の解決に役立てるため、公民館(分館・集会所)・ふれあいセンター(隣保館)などの地域活動の拠点施設で、人権教育・啓発を押し進めてきました。

人権尊重の意識は、日常生活の中で形成されるものであり、人権尊重意識の向上のためには、家庭や地域で様々な人権問題に対する理解と認識を深めることが必要です。

特に、近年の都市化・核家族化の進展で、家庭や地域での教育力が低下し、様々な人権問題が顕在化してきています。また、地域社会は、そこに住む人々が日常の学習活動や地域活動を通して、様々な人権問題について理解を深め実践する場であり、人権感覚や人権意識は主として家庭や地域での人間関係の中で培われるため、地域の住民に対する人権教育・啓発の活性化が重要です。

そこで、地域社会で身近な公民館(分館・集会所)やふれあいセンター(隣保館)で、引き続き学習会や研修会などを開催し、実施の際は、住民がより多く参加しやすい環境を常に探究しながら、積極的に住民への学習機会の提供に努めるとともに、人権に関わる資料・教材の配布や講師・指導者派遣など支援を進めます。

また、地域できめ細かい人権教育・啓発を積極的に進めるためには、市民との協働が必要であるので、人権問題を正しく理解し、地域で実践をリードできる人材の養成・育成に努めます。

さらに、人権尊重のまちづくりを進めるために家庭・地域・学校が相互に連携し、一体となった取組を進めます。

## ウ 企業の人権教育・啓発施策の推進

企業(事業所などを含む)は、その企業活動で、地域や多くの市民との深い関わりを持つことから、社会性・公共性を有しています。したがってその企業活動全般で人権尊重の視点に立つことが必要であり、そのためには、従業員一人ひとりの人権意識を高めることが重要です。

近年、企業は、社会的責任(CSR)についての自覚に基づく行動が求められ、出身や国籍などにとらわれない公正な採用選考システムの確立、男女共同参画社会の実現、地域環境の社会保全などとともに、男女間の賃金・配置・昇進の格差、また職場でのセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどの問題が生じないよう人権に配慮した適切な対応が求められています。

このように、企業が担う社会的責任が非常に重くなっている現状から、全ての職員を対象に研修会などを開催し、様々な人権問題について意識啓発に努めるとともに、企業自らが自主的かつ計画的・継続的に開催する研修会への講師などの派遣や教材の提供など、積極的な支援に努めます。

## (2) 重要課題へのきめ細かな施策の推進

### ア 重要課題への対応

憲法第 11 条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とされています。

また、憲法第 13 条で、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあり、第 14 条で、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたわれるなど、憲法の下で、互いの人権が尊重される社会の実現のための様々な法律や制度の整備が進められています。

#### ① 女性

憲法第 24 条では、家族生活で個人の尊厳と両性の平等がうたわれており、男女平等を実現するための様々な法律や制度の整備が進められています。

国際社会では、1975(昭和 50)年の「国際婦人年」以降、女性の自立と地位向上のための様々な運動が世界規模で展開されています。

こうした国際的な動きに合わせて、国内では、1977(昭和 52)年の「国内行動計画」の取りまとめや 1985(昭和 60)年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)の制定、「国籍法」及び「戸籍法」の改正などがされ、1999(平成 11)年には、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として、「男女共同参画社会基本法」が施行、2000(平成 12)年には「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、2010(平成 22)年までを見

通した長期的な施策の方向性などが明確にされました。

さらに、2015(平成 27)年には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目指した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。

また、2001(平成 13)年に、内閣府に男女共同参画局が設置され、2010(平成 22)年には「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が発表され、2013(平成 25)年には、2001(平成 13)年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が改正され、2015(平成 27)年には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が定められました。

さらに、2016(平成 28)年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正されるなど、男女共同参画社会の形成に向けて様々な事業を積極的に進めています。

本市では、1990(平成 2)年に男女共同参画社会の実現に向けての本格的な取組を始め、1993(平成 5)年には女性行政を総合的・計画的に進めるため「松山市女性行動計画」を定め、2000(平成 12)年には、男女共同参画推進の拠点として「松山市男女共同参画推進センター(通称コムズ)」を開設しました。

また、2003(平成 15)年に「松山市男女共同参画推進条例」を制定し、2005(平成 17)年 3 月には「松山市男女共同参画基本計画」、2011(平成 23)年 3 月には「第 2 次松山市男女共同参画基本計画」を取りまとめるなど、男女平等の意識づくりやあらゆる分野への女性の参画のための総合的・計画的な施策を進めてきました。

2017(平成 29)年 3 月に定めた「第 3 次松山市男女共同参画基本計画」では、社会での制度や慣行についての配慮、雇用等の分野の男女の均等な機会と待遇の確保、男女平等を推進する教育及び学習の充実、地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大、男女間のあらゆる暴力の根絶、男女共同参画視点を取り入れた防災・減災体制の確立など、男女共同参画のための取組などをより一層強力に推進し、市民一人ひとりが性別に関係なく個人として尊重され、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習が存在している状況にあり、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産などに関する嫌がらせ(マタニティハラスメント)などに加え、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為、性犯罪など、主に女性に対する暴力が社会問題となっています。

今後も、学校・家庭・地域・企業などあらゆる場を通じて、女性の人権について正しく理解し、認識を深めるための効果的な教育・啓発に努めます。

## ② 子ども

大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、未成熟であるために、社会的に保護され、守られなければならない存在であり、国際的にも、「児童の権利に関する条



約(子どもの権利条約)」「[1989(平成元)年採択、1994(平成 6)年日本批准]などで権利保障の基準が明らかにされ、子どもの人権を保障しています。

国内では、これまで、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関して、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる「日本国憲法」及びこれに基づく「教育基本法」をはじめ、1947(昭和 22)年に「児童福祉法」、1951(昭和 26)年に「児童憲章」が制定され、これらに基づき各種施策が取り組まれてきています。

しかし、少子化の進行に加え核家族化の進展、家族形態の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域での子育て機能の低下とともに、いじめ、体罰、児童虐待や子どもの貧困など子どもの人権侵害が深刻な問題となっています。

こうした状況の中、国では、2000(平成 12)年には、深刻化する児童虐待から子どもを救済するために「児童虐待の防止等に関する法律」の制定、並びに2003(平成 15)年には少子化対策として、次世代を担う子どもの育成に関する支援を推し進めるために「次世代育成支援対策推進法」を施行する一方、2010(平成 22)年には、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方の下、子どもを生き育てることに夢を持てる社会を実現するために「子ども・子育てビジョン」を定めるなど、諸課題に対する法的な整備など様々な取組が進められています。

さらに、2014(平成 26)年には、子どもの貧困を防ぐための対策を国の責務とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困対策が総合的に進められています。

本市では、松山の未来を担う子どもたちの個性を伸ばし豊かな人間性を養うとともに、たくましく生きる力を育むため、2007(平成 19)年には「まつやま教育プラン 21」を定め、時代の変化に的確に対応しながら、本市の新しい教育行政を総合的かつ計画的に推し進め、学校教育の充実や地域の教育力の向上に努めています。

一方で、2005(平成 17)年度から2014(平成 26)年度まで取り組んできた、次世代育成支援対策基本法に基づく行動計画「まつやま子育てゆめプラン」をさらに発展させ、2015(平成 27)年度から2019年度までの5か年を計画期間とする、「松山市子ども・子育て支援事業計画」を定め、全ての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまちづくりに取り組んでいます。

さらに、2009(平成 21)年には、0歳から18歳までの子どもに関する総合相談窓口「松山市子ども総合相談」を設置し、福祉と教育の一体的支援としていじめや体罰、児童虐待などを含む子どもに関する様々な相談に、迅速かつ的確に対応するように努めています。

今後も、学校教育や地域の福祉や教育力の向上はもちろんのこと、子育て支援への施策の充実・強化に努めます。また、子どもの人権尊重に向けては、公民館(分館・集会所)・ふれあいセンター(隣保館)などの公的施設で取り組まれている研修会や学習会などを通じた教育・啓発、ならびにメディアでの人権に配慮した表現の促進などをより一層強力に推し進めることで、子どもたちの心身の健全な育成につながる、真に子どもの人権が守られるまちづくりを目指します。

### ③ 高齢者

我が国では、総人口に占める65歳以上の高齢者の比率が2013(平成25)年10月時点の人口推計で初めて25%を超え、4人に1人以上が高齢者という高齢社会を迎えています。

また、世界のどの国も経験したことのない速さで高齢化が進み、2035年には、およそ3人に1人が65歳以上になると予想されており、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者も増加すると見込まれています。

本市では、福祉・医療で幸せが実感できるまちづくりを目指し、3年を一期として定めている「松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスの効果的な実施、地域包括システムの構築、医療・介護連携の推進、認知症高齢者支援対策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業など、高齢者が住み慣れた地域で、笑顔でいきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

しかし、急速に高齢化が進んだことで、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者が増加するとともに、核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加しています。

また、身体・精神的虐待や介護放棄、財産権の侵害、社会活動への参加が難しいといった人権に関わる問題も存在しています。

このため、保健福祉施策の充実はもちろん、高齢者の人権問題の解決に向け、高齢者の人権についての正しい理解と認識を深め、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育むとともに、高齢社会や介護・福祉の問題などへ理解を深めるための教育・啓発を推し進めます。

また、関係機関・団体などとの連携のもと、同居家族などからの虐待の防止や早期発見の適切な対応に努めるほか、高齢者の権利擁護のため、日常的な金銭管理などの援助を行う福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及啓発を進めます。

さらに、高齢者が豊富な経験や能力を生かし、生きがいを持って、いきいきとした生活が送れるよう社会活動への参加の促進や支援に努めます。

### ④ 障がい者

国は、1981(昭和56)年の「国際障害者年」を契機に、1983(昭和58)年からの「国連・障害者の10年」を受けた「障害者対策に関する長期計画」を取りまとめ、障がいのある人に関する様々な施策を展開してきました。

また、1993(平成5)年には、「心身障害者対策基本法」を根本的に改正した「障害者基本法」を制定し、また、1995(平成7)年の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年計画～」や、その後継計画として2002(平成14)年に定めた「障害者基本計画」などに基づき施策を推し進めています。

さらに、2013(平成25)年には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害

者差別解消法)を制定し、2016(平成28)年4月から施行しました。この法律では、正当な理由なく障がい理由として差別する「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮の提供」を求めています。

本市では、1995(平成7)年に障がい者の社会への「完全参加と平等」の一層の定着を目指し「松山市障害者福祉長期計画」を定め、1999(平成11)年には、この長期計画の重点実施計画である「松山市障害者プラン～21世紀へ・ハートフルに～」を、2003(平成15)年には「松山市新障害者プラン」を取りまとめ、2008(平成20)年には「松山市障害者計画」を定めました。

現在の「松山市第3期障害者計画」では、「自分らしく いきいきと 笑顔で暮らせるまち まつやま」を基本理念とし、全ての障がいや生活のしづらさのある人やその家族が様々な場面で、自ら選択し、自ら決定したことが尊重される地域社会の実現を目指しています。

しかし、福祉施策を中心に着実な成果が上がっているものの、今なお、障がい者に対する従来からの固定観念にとらわれている人や、障がい者との関わりを持つことを避けようとする人、また、無意識、あるいは故意に障がい者に対する差別行為や障がい者などの人権を無視するような行為をする人もいます。

障がい者の人権を守り、障がい者を含む全ての市民が平等にあるがままに暮らせるまちづくりを進めるためには、全ての市民が障がい者の人権に対する正しい知識と理解を深め、社会生活のあらゆる場で市民の主体的・積極的な取組が必要です。

そのため、社会の各分野で、障がい者に対する正しい理解や認識を深めるための教育・啓発などを幅広く推し進め、偏見や無理解などから起こる人権侵害の防止などに努めるとともに、互いに人権を認め合い尊重し合える意識を高める取組を推し進めます。

さらに、共生社会の実現を目指し、障がい者が社会の一員として豊かな社会生活が営めるよう関係団体の主体的な参加による学習機会の充実や障がい者や障がいのない人の交流に努めるなど、積極的な活動を行います。

## ⑤ 同和問題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する我が国固有の問題であり、憲法によって保障された基本的人権に関わる重要な課題です。それゆえ、この問題の早期解決は国の責務であり、同時に国民的課題でもあります。

こうした認識のもと、本市では、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が制定されて以来、同和地区の生活環境整備や同和地区住民の自立を促進するため、同和对策事業を積極的に推し進めるとともに、差別意識を解消するための教育・啓発に取り組んできました。その結果、本市でも生活環境面で改善は大きく進み、物的な基盤整備は着実に成果を上げています。また、市民の人権意識も着実に高まってきています。

しかし、2012(平成24)年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「同和問題(部落差別)に関わる差別があると思うか」との設問に、68.1%の

人が「まだまだある」「少しは残っている」と答えています。また、差別を意識するのは「結婚のとき」「居住地を聞かれたとき」「近所づきあいのとき」「就職のとき」の順に多くあると答えており、この結果は前回の意識調査と変わっていません。

このことは、いわゆる同和地区と同和地区でない地域との経済格差などから見られる実態的差別の解消はほぼ達成できたものの、心理的差別の解消には、教育・啓発の更なる取組が必要であることを表しています。

このため、本市では、今後も、同和問題を人権問題の重要な柱とし、2016(平成28)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた上で、就学前教育では、幼児の発達段階に応じた人権を大切にすることを育む教育を家庭や地域と連携して進めます。また、学校教育では、差別の現実に深く学び、同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく認識し、その解決に取り組む児童生徒を育成します。

さらに、社会教育では、地域指導者の養成・育成を進めるとともに、教材や学習資料などの充実や情報提供を積極的に進め、学校・家庭・地域・企業などが一体となった教育・啓発に努めます。特に、公民館(分館・集会所)・ふれあいセンター(隣保館)などで取り組まれている研修会や学習会など、教育・啓発の充実を図るとともに、講師・指導者の派遣など人的支援にも努めます。

また、2012(平成24)年の意識調査では、「自治会・町内会や趣味・スポーツ団体への参加頻度の高い人」、「ボランティア活動やPTA・保護者会参加頻度の高い人」や、「地域における人間関係の繋がりが豊かな人」ほど、「人権問題の研修会などへの参加経験が多い」ことが分かりました。また、それらの人は、「人権啓発活動や様々な人権問題に対する認識も深い」ことも伺えました。

そのため、今後は地域におけるコミュニティ活動の支援に努めるとともに、学校・家庭・地域・企業だけでなく、NPO など関係団体との連携を密にして、同和問題を正しく理解し、認識を深めるための教育・啓発施策を効果的に推し進め、心理的差別の解消を目指します。

## ⑥ 外国人

「世界人権宣言」では「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げる全ての権利と自由とを享有することができる」とうたわれています。

本市の外国人住民数は、2016(平成28)年11月現在、71か国2,854人となっており、政治、経済、文化をはじめとする様々な分野で国際化が進む中、留学、技能実習などを目的として本市に住んでいる外国人の数は増加傾向にあります。

このような中、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、外国人に関して取り組むべき事例として、「外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせなどの問題がある」と示されており、近年、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪的表現(ヘイトスピーチ)が社会問題



となったことを受け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が2016(平成28)年6月に施行され、地方公共団体でも、相談体制の整備や教育・啓発活動などの施策で差別の解消に取り組むよう求められました。

外国人に関する問題を解決していくためには、異なる多様な文化や習慣、価値観などの違いを正しく理解し、全ての人々が国境を越え、互いに同じ人間として人権を尊重し合えるまちづくりに努めることが重要です。

また、地方でも広い視野をもつ国際性豊かな人づくりや市民と外国人住民の相互交流の促進、さらには、両者がともに安心して暮らせる地域づくりをしていくことが求められています。

本市では、「第6次松山市総合計画」で、国際化の推進を施策の一つに掲げており、主に国際交流の促進と多文化共生の促進に取り組んでいます。また、多文化共生を推し進めることを目的の一つとする(公財)松山国際交流協会が地域での国際交流の拠点として諸事業を展開しています。

外国人住民に対しては、各種生活情報の発信をはじめ、日本語教室の開催や日本文化・生活体験機会の提供などに取り組んでいます。また、市民には、外国人住民との交流イベントの開催で国際交流のきっかけを作り、さらには、ボランティアのための入門講座や語学講座を開催し、実際にボランティアとしての活動を促進するなど、入門から育成、実践へとステップアップする仕組みの中で、市民主体の国際交流を推し進めています。

今後も、本市は市民団体や地域の持つ人材やノウハウを活用し、外国人と日本人の相互理解を深めるとともに、外国人も同じ地域で生活する住民であることを認識し、人権に配慮した共生社会の実現に向け取り組んでいきます。

#### ⑦ HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者など

HIVは、感染力の弱いウイルスであり、感染するのは、性的接触、血液感染、母子感染の3つのケースだけで、HIV感染者との日常生活の中では感染することはありません。

1981(昭和56)年にアメリカで最初の症例が報告されて以来、2016(平成28)年末の国連発表では、全世界の感染者数は、3,670万人といわれています。

そうした状況の中、エイズに対する誤解や正しい知識がないため、患者や感染者、さらには家族をも排除するなどの偏見や差別が生じています。

そのため、世界保健機関(WHO)では、1988(昭和63)年に、世界的レベルでのエイズのまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消を目的に、12月1日を「世界エイズ・デー」と定め、エイズに関する正しい知識の普及や啓発に取り組んできました。

国も、この趣旨に賛同して啓発に取り組んでおり、本市でも市役所及び保健所での懸垂幕掲示、街頭キャンペーンでのリーフレット配布など、正しい知識の普及と偏見や差別をなくすための啓発に努めています。

また、近年では、薬剤の開発や医療の進展により、HIVに感染しても治療を継続すれば、感染前と変わらない生活をおくれるようになってきている一方で、我が国では、20歳代と30歳代のHIV罹患率の高さが問題となっており、今後も予防に関する教育を進めるとともにHIVに対する偏見や差別をなくす啓発活動の一層の充実が求められています。

本市では、エイズ相談での個別カウンセリングや抗体検査、小・中・高・大学生を対象にした講演会などを通して、HIVに対する正しい知識の効果的な普及啓発によってHIVの感染拡大の防止に取り組むとともに、学校での児童生徒の発達段階に応じた教育やあらゆる機会を通して啓発活動を実施することでエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に努めています。

#### ⑧ ハンセン病患者・元患者など

ハンセン病のかつての病名は「らい」でした。しかし、長い間、人々が「らい」に抱いてきた偏見や差別を解消し、正しい認識をもってほしいという願いから、「らい菌」の発見者であるノルウェーの医学者ハンセン博士の名をとってハンセン病と改められました。

「らい菌」の感染力は大変弱く、遺伝病ではありません。戦前は治す薬がなく不治の病とされていました。戦後間もなく日本でもプロミンという特効薬が使われるようになり、また効果的な治療法が確立したことにより、現在では、発症したとしても後遺症もなく完全に治すことができます。

このような病気であることが判明したにもかかわらず、ハンセン病元患者は1996(平成8)年に、「らい予防法」が廃止されるまで、療養所に収容する隔離政策が取られてきたことで、家族や社会から長年にわたって切り離され、人権を奪われてきました。

2001(平成13)年、熊本地方裁判所で「『らい予防法』違憲国家賠償請求事件」に原告勝訴の判決が出され、国は控訴を行わないことを決定しました。

その後、国は熊本地方裁判所の判決を契機に、ハンセン病の患者であった方々などに謝罪し、名誉回復、社会復帰支援を行っています。

2009(平成21)年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、元患者などの被害の原因を「国の隔離政策のため」とし、国に入所者等への医療体制の整備、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務付けるとともに、療養所の施設や土地を地域住民に開放することや、自治体が利用できるとする規定も盛り込み、社会に残るハンセン病に対する偏見や差別の解消に努めることとなりました。

本市でも、ハンセン病元患者などの問題を重要な人権課題と捉え、ハンセン病に対する偏見、差別意識を解消するために「人権の視点からハンセン病を考える」学習を公民館などで取り入れるとともに、法務局などと連携した各種啓発行事や資料配布など、啓発活動を行っています。

今後は、HIV感染者などの人権課題と関連させながら、人権の共存に基づいた教

材や学習資料などの整備・充実をすすめ、学校教育・社会教育の中で、単に知的理解にとどまらない、共感の得られる教育・啓発に努めます。

#### ⑨ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人には、本人に誠実な更生意欲がある場合でも、社会的にまだまだ根強い偏見や差別意識があり、就職や入居に関しての差別や悪意のある噂や地域社会などからの拒否的な感情など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は非常に厳しい状況です。

また、本人だけではなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

そのためには、出所後の生活基盤の提供や円滑な社会復帰、自立に向けた指導や支援を行う愛媛県更生保護会や保護司の人たち及び就労支援を行っているNPOなどとも積極的に連携し、関係団体の主体的な参加による学習機会を充実させ、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発を推し進めます。

#### ⑩ 犯罪被害者等

我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題について、社会的関心が高まってきています。犯罪被害者やその家族は、捜査や裁判の段階で精神的・時間的な負担などが大きいだけでなく、一部のマスメディアによる過剰な取材、報道によるプライバシーの侵害や周囲の者の心ない言葉などで、様々な精神的苦痛にさらされることもあります。

2004(平成16)年に「犯罪被害者等基本法」が制定されてから10年余りが経過しました。これまで、2005(平成17)年に「犯罪被害者等基本計画」、2011(平成23)年には「第2次犯罪被害者等基本計画」、そして、2016(平成28)年には、「第3次犯罪被害者等基本計画」が定められました。

また、2016(平成28)年4月からこれまで内閣府が担当していた「犯罪被害者等基本計画」の作成及び推進に関する事務が国家公安委員会に移管されたことで、現場に近い、よりきめ細やかな犯罪被害者などに対する取組が期待されています。

こうした中、本市では「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者などを支援するための施策、情報の整理や新たな施策の検討、関係機関とのネットワークを生かした支援の強化などに取り組むほか、民間支援団体と協働して被害者支援に関する市民の理解を深める活動を促進します。

今後も、市民による犯罪被害者やその家族に対する無責任な噂や中傷などが起こることがないように、様々な機会を通じて、犯罪被害者などの置かれた状況について市民の理解や共感を深め、各種施策への市民の協力を促し、(公社)被害者支援セン

ターえひめなどの関係団体とも連携を図りながら犯罪被害者などへの配慮と支援を行っていきます。

#### ⑪ インターネットによる人権侵害

インターネット(ホームページや電子掲示板、電子メールなど)は、誰でも情報が発信・受信できる手軽で便利なメディアとして、急速に普及しています。

その一方で、その利便性や匿名性などが悪用され、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報などが流され、掲載されるといった問題が増えています。

特に、同和地区に関する具体的な地名などを挙げての誹謗中傷事件や、外国人に対する差別表現(ヘイトスピーチ)事件、ストーカーの電子メールによるつきまとい行為などが社会問題となっています。

こうした悪質な行為には、法務局などの関係機関と連携し、プロバイダーへの関係する情報の削除依頼など、迅速かつ適切な対応に努めます。

また、急速な情報化の進展により、インターネット上での暴力表現やわいせつ情報などの氾濫がスマートフォンを代表とする携帯情報端末の普及もあってあらゆる世代に影響を与えています。特に、子どもたちの間では、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)によるトラブル(ネットいじめを含む)が急増し、本人も知らないうちに被害者にも加害者にもなるため、重大な問題となっている現状もあります。

そのため、本市では、子どもたちや保護者へのインターネットの安全安心な使い方やスマートフォンなどの家庭内での使用ルールなどについて啓発に努めます。

また、インターネットによる人権侵害が起こらないよう個人や団体などのプライバシーや名誉の保護に加え、情報の収集・発信を行う個人の責任や情報モラルに関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発に努めます。

#### ⑫ 性的マイノリティ

近年、性的マイノリティ(同性愛、両性愛、性同一性障害、インターセックスなどの性的少数者)について一定の社会的認識や理解が進んできていますが、まだまだ自分の性的指向などを明らかにし、当事者が自分らしく生活することは、周囲からの偏見にさらされることも多く、大変な困難を伴っています。

性同一性障害に関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が2004(平成16)年に施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることになり、2008(平成20)年には、その要件を緩和する法改正も行われました。

海外では、欧米諸国で同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認める動きがあるとともに、国内でも性的マイノリティであることを公表(カミングアウト)した人の様々な分野での活躍や当事者で構成するNPOなどの地道な活動により性的マイノリティに関する問題が広く認識されつつある状況も見られます。さらに、



一部の自治体では、この問題に理解を示し、一定の条件を満たした同性カップルに対し「同性パートナーシップ証明書」の発行を行ったり、企業が同性カップルの権利を認める社内規定の改正を行うなど、マスメディアなどに取り上げられることも増えています。

また、2015(平成27)年4月には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され小・中・高等学校での具体的な対応が進められています。

しかし、性的マイノリティに対する偏見や差別を助長する興味本位の扱いは、まだまだ多く、性的指向や性同一性障害を理由とした嘲笑やいじめ、解雇、賃貸住宅への入居拒否などの問題が生じています。

そのため、多くの性的マイノリティは、周囲に知られることを恐れながら生活しているケースもあり、まだまだ当事者が自分らしく生きられる社会とは言えません。その一方で、当事者自身が正しい知識を得る機会が少なく、性の在り方について違和感を持ち、誰にも相談できずに悩み続ける場合も多くあり、当事者を苦しめています。この問題を解決するためには、私たち一人ひとりが、性的マイノリティについての正しい知識や理解を深めるとともに社会全体の中で理解を得られることが必要です。

本市では、市民が性的マイノリティについて正しい認識を持ち、偏見・差別が解消されるよう、研修会の開催、啓発資料の配布などを行うとともに、NPOなども連携して、市民に向けての幅広い教育・啓発を推し進めます。

また、公務員や教職員が性的マイノリティについて正しく理解し、適切な助言・指導を行うことができるよう、各職場で研修を行うなど教育・啓発に取り組んでいくとともに当事者が就職や日常生活で、不利益を被ることのないよう企業などへの働きかけに努めます。

### ⑬ 北朝鮮による拉致問題

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、今日では、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国はこれまでに17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定し(このうち5人は帰国)、この他にも本県の特定失踪者を含む拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、必要な捜査・調査を進めています。

国は、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求していますが、北朝鮮側の対応は大変不誠実で、拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。

北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び我が国民の人権に対する重大かつ明白な侵害です。この拉致問題に対応するため、国は、2006(平成18)年に地方公共団体の啓発活動の責務などを定めた「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)を施行するとともに、内閣

総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取組を進めています。

本市では、拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるため、「松山市人権教育研究会」や各種研修会でテーマとして取り上げてきました。

拉致問題の解決にあたっては、この問題に関する国内外の関心を喚起することが重要であり、とりわけ、国民の温かい支援と協力は大きな力になります。そのようなことから、拉致問題に対する市民の認識を深めるため、今後とも、国・県はもちろん、関係団体との連携を密にしながら支援活動を積極的に進めていきます。

また、学校教育では、児童生徒が拉致問題を正しく理解し、自分自身の解決すべき課題としてとらえることができるよう、学校や地域の実情、児童生徒の発達段階などに応じた教材や学習方法などの創意工夫を行い、教育・啓発の充実に努めます。

#### ⑭ その他

多様化する現代社会では、様々な人権課題があります。

例えば、アイヌの人々に対する偏見や差別は、アイヌ独自の言語・文化への理解・認識が十分でないことなどが根底にあると考えられます。

また、ホームレスに対するいやがらせや集団暴行などの人権問題が発生しており、他にも、人身取引に関しては、売春を強要し、搾取したり、強制的な労働を目的として、脅迫、誘拐などの暴力的手段や詐欺、甘言などによって誘い出し、運搬、移送することがあり、人道的観点からも大変深刻な問題が存在しています。

さらに、近年、大規模な災害が日本各地で発生し、避難所でのプライバシー保護の問題など被災された方々の人権を侵害した事例もありました。

また、2011(平成 23)年に発生した東日本大震災を原因とする福島第一原子力発電所の事故では、賠償金や放射能に関する誤った認識による避難者に対する嫌がらせや避難先の学校でいじめなどの人権侵害事例が発生しています。

今後、社会の変化によって起こる新たな人権問題も含め、それぞれの人権問題の状況に応じた解決のための施策の検討を行います。

#### イ 人権に関わりの深い特定の事業に従事する者に対する取組

全ての市民が、幸福を最大限に追求することができるまちづくりは、市民相互の人権が共に尊重されてこそ、初めて実現されます。

そのためには、全ての市民を対象とし、あらゆる場、あらゆる機会を通して、生涯にわたっての人権教育・人権啓発を進める必要があります。特に、市職員、教職員、消防職員、保健・医療・福祉関係者など、人権に関わりの深い職業従事者に対する取組を推し進める必要があります。

市職員は、市民の日常生活のあらゆる場に密接に関与しており、市民の人権を守る責任と義務を有する立場にあるので、常に人権尊重の視点に立った業務の遂行が求められています。また、市民の個人情報保護、プライバシーの遵守も忘れてはなりません。

そこで、本市では、人権啓発推進リーダー・担当者の研修、新規採用時・昇任時の研修、各部署での人権啓発推進リーダー・担当者を中心とした研修などを実施していますが、今後、様々な人権課題に即した研修を実施し、市職員の人権感覚を磨き、豊かな人権意識を高めるよう努めます。

また、教職員は、子どもたちの豊かな人権意識を育てるとともに、子どもたちの人権を確かに守っていく上からも、自らの人権感覚を磨き、人権に関する正しい理解と人権尊重の理念について十分に体得することができるよう研修する必要があります。今後も、教育委員会や学校現場で、組織的・計画的な研修の実施に努めます。

さらに、消防職員についても、市民の生命、財産を災害から守る任務を通して、市民の生活と密接につながっており、プライバシーへの配慮も重要です。消防局では、計画的に人権教育の研修を実施していますが、今後も、各消防署で、人権啓発推進リーダー・担当者を中心にした日常的な研修に努めます。

また、保健・医療・福祉関係者なども、様々な社会的弱者の人々とのふれあいの中で、常に当事者のプライバシーをはじめとした、人権についての深い配慮が求められ、当事者の側に立った職務の遂行が重要なことから、今後それぞれの部署への講師の派遣などを通して、より質の高い人権教育・啓発が展開されるよう支援に努めます。

前述の人権に関わりの深い特定の事業に従事する者は、その職場においても、公正な採用選考システムの確立、男女共同参画社会を目指すとともに、職場でのセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びマタニティハラスメントなどの問題が生じないよう適切な対応が求められています。

### (3) 総合的で効果的な推進体制などの確立

#### ア 行政内部の基盤整備

市職員は、人権尊重の視点から業務を遂行できるよう、主体的に研修などに取り組むことが必要であり、そのための体制整備が求められています。

そこで、本市では 2004(平成 16)年に制定した「松山市人権啓発推進リーダー等設置要綱」に基づき、各課などに人権啓発推進リーダー及び担当者を設置し、人権啓発推進リーダー及び担当者が、主体的に人権に関する研修を実施することで、各課職員一人ひとりが人権問題に関心を深め、人権尊重意識を高めるように努めています。

今後も、こうした取組の充実及び強化に努め、人権尊重の視点を取り入れた施策を推し進めます。

#### イ 市民との協働体制の強化

人権教育・啓発を効果的に行うには、市民一人ひとりが、自然な形で人権問題を身近な問題として捉え、多様性を容認する「共生の心」をもつことが重要です。

そうしたことから、人権が尊重されるまちづくりを進めるにあたり、市民を教育・啓発の対象として捉えるのではなく、市民による市民主体の教育・啓発が行われるよう施策を推し進めなければなりません。

そこで、本市では地域の人権学習会や各種啓発活動を実施し、各地域の人権教育・

啓発リーダーを育成し、人権教育に取り組んでいます。

今後の人権教育・啓発の推進も、市民やNPOがその担い手として重要な役割を果たしていくことが期待されるため、それぞれの役割や立場を尊重しつつ、より一層の協働を進めます。

#### ウ 関係団体との連携強化

人権教育・啓発の推進は、関係団体や機関がそれぞれの立場で、様々な取組を行っており、関係団体や機関との連携及び協力体制の強化が必要です。

そこで、本市では人権教育・啓発活動の推進及び人権問題の解決を目的とし、関係機関・団体、企業などで構成される「松山市人権教育推進協議会」と連携・協力し、一人でも多くの市民が、それぞれの生活の中で主体的に人権教育・啓発の実践ができるよう、各種研修・研究事業の充実に努めます。

また、松山地方法務局や人権擁護委員などの国の機関や市町などで構成される「人権啓発活動ネットワーク協議会」をはじめ関係団体や機関とより一層連携し、それぞれが持つ教育・啓発機能や社会的役割を十分に発揮しながら、互いに補うことで、効果的に人権尊重意識が高まるよう各種活動に取り組みます。

## 6 人権相談の体制について

市民が抱える様々な人権問題の相談には、松山地方法務局や人権擁護委員が対応しているほか、個別の内容ごとに、県や市、関係団体などに相談窓口が設置されています。

様々な相談窓口が設置されている一方で、近年、人権問題の内容が複雑化・多様化しているため、市民の要望に応じた相談体制をさらに充実させる必要があります。

そのため、本市では、各種相談窓口をまとめたパンフレットを作成し、各種イベントや学習会の開催の際に配布するなど、周知・啓発に努めるとともに、人権啓発の拠点である「ふれあいセンター(隣保館)」での相談体制の充実を図ります。また、松山地方法務局や人権擁護委員、各種相談窓口と連携し、市民からの様々な相談を円滑に受けられるよう努めます。

また、人権侵害による被害に対する救済制度の早期確立が大きな課題となっている中、国では、「人権擁護推進審議会」の答申を受けて、2011(平成23)年に、「新たな人権擁護機関の設置についての基本方針」を定め、「人権救済機関(人権委員会)」の設置など、新たな制度の構築に向けた動きが続いています。

今後、本市も人権侵害による被害者への支援策など、国や県の動向に併せ、必要な施策を講じていきます。